証券コード　7268
2021年６月７日

株　主　各　位

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ
代表取締役社長　伏島利行

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている状況にありますので、株主さまには、株主総会への来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月22日（火曜日）午後５時までに当社に到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月23日（水曜日）午前10時
２．場　　所　栃木県足利市南大町443番地
　　株式会社タツミ　本社工場　３階　会議室
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項
　　１．第70期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第70期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

以　上

◎　受付開始時刻は午前９時を予定しております。
◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　一昨年まで行っておりました株主総会後の近況報告会および当社取締役との懇談会は昨年同様開催いたしません。また、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.tatsumi-ta.co.jp）に掲載させていただきます。

株主さまへのお願い

本定時株主総会（以下、本総会）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている中での開催となります。このため、当社といたしましては、以下の対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申しあげます。

１．議決権の行使は事前に郵送で行い、本総会への来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

２．本総会にご出席される場合は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。着用されない場合は、ご出席をお断りさせていただく場合があります。

３．会場受付および会場入り口にアルコール消毒液を配備いたします。

４．会場受付付近にて検温のご協力をお願い申しあげます。
発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合があります。

５．本総会の出席役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をいたします。

６．会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場・ご着席いただけない場合があります。

７．今後の状況により本総会の運営に大きな変更、その他本総会開催上の注意事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.tatsumi-ta.co.jp）に掲載させていただきます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員５名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	伏島利行（ふせじま　としゆき） （1963年８月９日生）	1986年４月　株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 2010年４月　同社西日本営業部長 2012年４月　同社本社営業部長 2018年２月　当社入社 2018年４月　当社執行役員に就任 2018年４月　当社事業企画・営業担当 2019年４月　当社営業部長、購買部長 2019年６月　当社取締役に就任 2020年４月　当社事業企画・営業・購買担当 2020年４月　当社営業購買部長 現在に至る 2020年６月　当社常務取締役に就任 2021年４月　当社代表取締役社長に就任 現在に至る 当社営業・購買担当 現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	新井 志万夫（あらい しまお） (1957年８月15日生)	1980年５月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 2014年４月 同社福島工場長 2017年４月 当社入社 2017年４月 当社常務執行役員に就任 2017年４月 当社生産統括、品質保証担当、購買担当 2017年６月 当社取締役常務執行役員に就任 2018年４月 当社生産・開発統括、品質保証担当、購買担当 2020年４月 当社常務取締役に就任 現在に至る 2020年４月 当社生産担当、品質保証担当 現在に至る	4,900株
3	木村 英典（きむら ひでのり） (1963年８月28日生)	1986年３月 当社入社 2010年４月 当社経理部長 2013年６月 当社取締役に就任 2015年４月 当社取締役執行役員に就任 2015年４月 当社業務・財務担当 現在に至る 2018年４月 当社取締役常務執行役員に就任 2020年４月 当社常務取締役に就任 現在に至る	16,700株
4	三浦 孝広（みうら たかひろ） (1963年４月３日生)	1982年３月 株式会社三ツ葉電機製作所（現株式会社ミツバ）入社 2014年４月 同社加工技術センター長 2017年10月 当社入社 当社技術部長 2018年４月 当社執行役員に就任 2018年４月 当社開発担当 現在に至る 2019年６月 当社取締役に就任 現在に至る	―株

（注）１．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされ、これによって被る役員の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

２．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ　本社工場　３階　会議室
電話　0284－71－3131

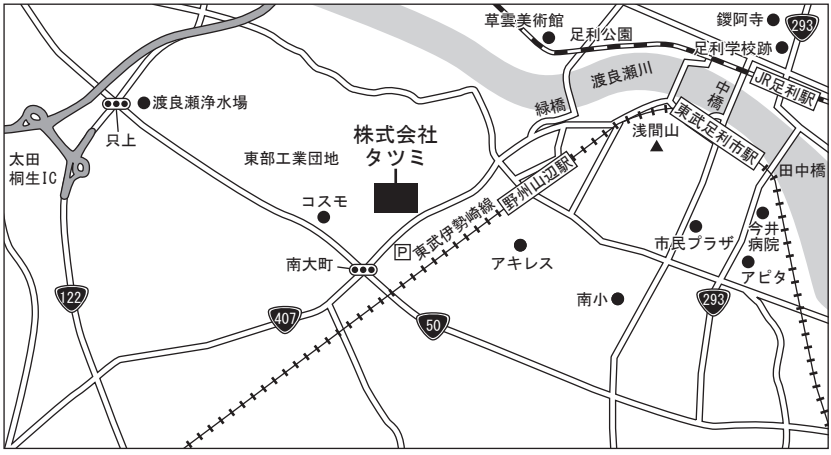

交通のご案内
　ＪＲ足利駅より　車で15分
　東武足利市駅より車で10分
　野州山辺駅より　車で５分
　最寄ＩＣ 北関東自動車道　太田桐生ＩＣより車で10分

◎節電のため、株主総会会場内の冷房を弱めに設定いたします。

（第70回定時株主総会招集ご通知提供書面）

第 70 期 報 告 書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

株式会社タツミ

栃木県足利市南大町443番地

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

1.　企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気が急速に悪化し厳しい状況となりました。その後、経済活動の再開により一部では持ち直しの動きが見られましたが、国内外における感染の再拡大を受け、予断を許さない状況が続きました。

当社グループの主要な取引先である自動車業界では、コロナ禍の影響により、自動車販売台数が前年度実績を下回る結果となりました。さらに、折からの半導体不足により自動車各社は減産を強いられており、自動車販売は引き続き低調に推移することが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、事業の継続および従業員の安全を最優先事項とし、徹底した新型コロナウイルスの感染防止策を行ってまいりました。また、予算管理制度を通じた経費の削減や人員配置の適正化を含めた固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、年度前半でのお客様の減産や操業停止の影響が大きく、57億79百万円（前期比9.0％減）と減収になりました。利益面では、売上高の減少等により、営業損失2億29百万円（前期は2億80百万円の営業損失）、経常損失2億29百万円（前期は3億5百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失3億44百万円（前期は5億16百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を計上しました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

電装品用部品が32億42百万円（前期比11.9％減）、ブレーキ用部品が21億79百万円（前期比5.9％減）、応用機器が3億57百万円（前期比1.8％増）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、4億44百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行等からの短期借入金にてまかなっております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債残高は32億37百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第67期 (2018年３月期)	第68期 (2019年３月期)	第69期 (2020年３月期)	第70期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売　　上　　高	7,744,791	7,725,286	6,347,667	5,779,074
経常利益または経常損失（△）	260,869	1,214	△305,728	△229,815
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失（△）	172,777	23,462	△516,494	△344,253
１株当たり当期純利益または当期純損失（△）	28.82円	3.91円	△86.15円	△57.42円
総　　資　　産	8,556,590	8,844,407	8,287,644	8,693,988
純　　資　　産	4,937,329	4,993,723	4,103,026	3,743,941
１株当たり純資産額	655.97円	644.62円	522.71円	473.16円

(注) 1. １株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第68期の期首から適用し、第67期につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第67期 (2018年３月期)	第68期 (2019年３月期)	第69期 (2020年３月期)	第70期 (当事業年度) (2021年３月期)
売　　上　　高	6,198,340	5,739,481	5,561,710	4,956,171
経常利益または経常損失（△）	383,935	118,648	△76,263	△7,511
当期純利益または当期純損失（△）	265,970	89,932	△785,677	△205,802
１株当たり当期純利益または当期純損失（△）	44.36円	15.00円	△131.05円	△34.33円
総　　資　　産	7,622,765	7,965,868	7,366,332	6,861,609
純　　資　　産	4,473,536	4,448,125	3,581,891	3,382,098
１株当たり純資産額	746.19円	741.95円	597.46円	564.14円

(注) 1. １株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第68期の期首から適用し、第67期につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
3. 従来、営業外収益に計上していた「製造提携先技術指導料」を、第69期より「売上高」に含めて表示しております。なお、第68期には、当該変更を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	5,000,000千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

親会社と取引条件については、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格等を考慮し合理的な価格としております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が一般取引と同様に公正かつ適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する子会社株式(出資比率)	主要な事業内容
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州	407,258千メキシコペソ	244,355千株 (60.0%)	自動車用部品の製造販売
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州	12,000千米ドル	9.2千株 (76.7%)	自動車用部品の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客であります自動車業界におきましては、CASE(Connected、Autonomous、Shared/Service、Electric)やMaaS(Mobility as a Service)に代表される変革の時代を迎え、当社を取り巻く事業環境も大きく変化するものと予想されます。

このような変化に対応し、更なる成長を遂げるため、当連結会計年度より第11次中期経営計画をスタートさせました。

「グローバル競争力の再構築（企業体質の変革)」をスローガンとして、

１．身の丈に合った組織と業務の変革を図り、営業黒字の体質を構築する。

２．クルマの電動化・軽量化に対応した新加工技術開発により、お客様満足度向上を図る。

３．IoT・Robot活用により、高効率かつ魅力ある品質を提供できる生産体制を構築する。

４．全員参加の小集団活動を基本とし、個の成長と３拠点の現場改善力を高める。

これらを経営方針として掲げ、諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいる所存であります。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループの事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造ならびに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本　　社	栃木県足利市
工　　場	栃木県足利市、群馬県太田市

② 子会社

名　　称	所　在　地
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
619名	86名減

（注） 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。
なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
282名	27名減	37.2歳	12.9年

（注） 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。
なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社オフィス・アドバン	850,000千円
株式会社ミツバ	608,960千円
株式会社東和銀行	370,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株

② 発行済株式の総数　6,000,000株

③ 株主数　793名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ミツバ	3,186千株	53.14%
株式会社東和銀行	300千株	5.00%
株式会社横浜銀行	250千株	4.17%
タツミ取引先持株会	240千株	4.00%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	150千株	2.50%
セコム損害保険株式会社	150千株	2.50%
タツミ従業員持株会	142千株	2.38%
第一生命保険株式会社	100千株	1.67%
浜銀ファイナンス株式会社	100千株	1.67%
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	66千株	1.11%

（注）　持株比率は自己株式（4,827株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡　嶋　　茂	事業企画・営業管掌
常　務　取　締　役	伏　島　利　行	事業企画・営業・購買担当、営業購買部長
常　務　取　締　役	新　井　志万夫	生産担当、品質保証担当
常　務　取　締　役	木　村　英　典	業務・財務担当
取　　締　　役	三　浦　孝　広	開発担当、技術部長
取　　締　　役 （常勤監査等委員）	長　島　正　典	
取　　締　　役 （監査等委員）	法師人　　稔	
取　　締　　役 （監査等委員）	竹　原　正　貴	東京清新法律事務所所長
取　　締　　役 （監査等委員）	三　澤　益　巳	糸井商事株式会社顧問 特定非営利活動法人群馬外国人支援センター理事

（注）1. 取締役法師人稔氏、竹原正貴氏および三澤益巳氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役法師人稔氏、竹原正貴氏および三澤益巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 取締役会以外の社内重要会議への出席や内部監査部門との連携を密にすること等により職務遂行の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 監査等委員法師人稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査等委員竹原正貴氏は、弁護士・公認会計士として高度な専門知識と幅広い見識を有しております。

5. 監査等委員三澤益巳氏は、公務員として行政に従事してきた長年の経験があり、法律や社会等に関する豊富な経験と知識を有しております。

6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2020年６月24日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、取締役三田賢一氏および取締役（監査等委員）高畑昭文氏は任期満了により退任し、竹原正貴氏および三澤益巳氏が新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏　　名	変　　更　　前	変　　更　　後	異　動　年　月　日
岡 嶋　茂	代表取締役社長 事業企画・営業管掌	取締役	2021年４月１日
伏島　利行	常務取締役 事業企画・営業・購買担当 営業購買部長	代表取締役社長 営業・購買担当 営業購買部長	2021年４月１日
三浦　孝広	取締役 開発担当、技術部長	取締役 開発担当	2021年４月１日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役法師人稔氏、竹原正貴氏および三澤益巳氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年３月１日施行）第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

イ. 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。

ロ. 被保険者の職務執行の適正が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

ハ. 当該契約の基本契約の保険料は当社が負担し、株主代表訴訟補償特約の保険料は被保険者が負担しております。

④ 取締役の報酬等の額

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととといたします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会(下記「ハ.」の委任を受けた代表取締役社長)は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、業績連動報酬の割合は、役職に応じて20%から30%に設定しております。

ロ．取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は２名）です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である岡嶋茂がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であります。なお、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会における監査等委員の意見陳述権の行使等により、指名・報酬などの重要事項に対する監査等委員である社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制等の措置を講じており、当該体制を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ．取締役および監査等委員の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の金額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	28,927 (—)	26,517 (—)	2,410 (—)	— (—)	5 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,979 (6,750)	14,979 (6,750)	— (—)	— (—)	5 (4)

（注）1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は３頁の（２）企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の②当社の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。

2. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役は５名（うち社外取締役０名）、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）であります。上記監査等委員を除く取締役の支給人員は、2020年６月24日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬の取締役１名を除いております。また、監査等委員である取締役の支給人員は、2020年６月24日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含んでおります。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

取締役 （監査等委員）	法師人　稔	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。金融や企業経営に関する豊富な経験・実績・見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、その企業経営に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
取締役 （監査等委員）	竹原正貴	社外取締役就任後に開催された取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。弁護士・公認会計士としての高度な専門知識と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務・企業会計に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
取締役 （監査等委員）	三澤益巳	社外取締役就任後に開催された取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、行政経験に基づく多様な視点から、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

（注）上記の取締役会のほか、会社法第370条および定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新宿監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,600千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

（注）1. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会は、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第１項および第３項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

イ．当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。

ロ．当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのＣＳＲ（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのＣＳＲ活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「ＣＳＲ会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。

ハ．当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。

ニ．当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。

ホ．当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

イ．当社は、社内規定を整備し、前述のＣＳＲ会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。

ロ．生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

ハ．生産リスク以外に発生し得る損失の危険の管理を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。

ニ．グループとしてＢＣＰ（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

④ 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ．当社は、定例の取締役会を３か月に１回以上開催し、重要な事項に対する意思決定と各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。

ロ．当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け業務執行の迅速化を図ります。

ハ．当社ならびに当社グループ各社は、中期（５年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ．当社は、前述の経営会議において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。

ロ．当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。

⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

イ．当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。

ロ．当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。

ハ．当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

⑦ 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

イ．当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。

ロ．当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。

ハ．当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

⑧ 当社監査等委員会の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について

イ．当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。

ロ．前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

⑨ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ．当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。

ロ．当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「ＣＳＲ会議」および「コンプライアンス委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「タツミなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

② リスクマネジメント体制

当社は、生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

また、ＢＣＰ（事業継続計画）については事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し整備を進めております。

③ 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を３ヶ月に１回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け取締役が出席し、取締役の業務執行状況を確認しております。また、重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④ 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

⑤ グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受けております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

当社の常勤監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に常勤の監査等委員の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいる所存であります。

当期の配当金につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に不本意ではございますが、2021年５月11日開催の取締役会にて、期末配当金を無配とさせていただくことを決議いたしました。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,391,000	流動負債	4,155,875
現金及び預金	1,176,738	支払手形及び買掛金	349,324
受取手形及び売掛金	924,174	短期借入金	2,493,960
電子記録債権	793,606	1年内返済予定長期借入金	9,921
商品及び製品	113,447	リース債務	37,426
仕掛品	367,936	未払金及び未払費用	1,121,600
原材料及び貯蔵品	593,300	未払法人税等	12,218
未収入金	348,640	賞与引当金	112,401
その他	73,155	役員賞与引当金	1,749
固定資産	4,302,987	その他	17,274
有形固定資産	3,834,683	固定負債	794,171
建物	1,105,335	リース債務	695,945
構築物	30,426	長期未払金	5,970
機械及び装置	1,437,754	繰延税金負債	62,231
車両運搬具	3,421	退職給付に係る負債	30,024
工具、器具及び備品	81,579	負債合計	4,950,046
土地	249,490	純資産の部	
リース資産	347,171	株主資本	2,924,336
建設仮勘定	579,505	資本金	715,000
無形固定資産	8,001	資本剰余金	621,796
借地権	4,892	利益剰余金	1,589,348
ソフトウェア	2,261	自己株式	△1,808
その他	847	その他の包括利益累計額	△87,677
投資その他の資産	460,303	その他有価証券評価差額金	8,575
投資有価証券	43,466	為替換算調整勘定	△62,916
退職給付に係る資産	311,875	退職給付に係る調整累計額	△33,336
繰延税金資産	17,304	非支配株主持分	907,282
その他	87,657	純資産合計	3,743,941
資産合計	8,693,988	負債純資産合計	8,693,988

連結損益計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,779,074
売上原価		5,408,636
売上総利益		370,438
販売費及び一般管理費		600,424
営業損失		229,986
営業外収益		60,595
受取利息	3,422	
受取配当金	1,651	
助成金収入	46,182	
その他	9,338	
営業外費用		60,424
支払利息	43,802	
為替差損	14,759	
その他	1,862	
経常損失		229,815
特別利益		7,670
固定資産売却益	7,179	
投資有価証券売却益	490	
特別損失		192,993
固定資産除却損	34,512	
事業構造改善費用	142,040	
借入金繰上返済費用	16,441	
税金等調整前当期純損失		415,139
法人税、住民税及び事業税	4,768	
法人税等調整額	△113	4,655
当期純損失		419,795
非支配株主に帰属する当期純損失		75,541
親会社株主に帰属する当期純損失		344,253

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	715,000	621,796	1,933,602	△1,808	3,268,589
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△344,253		△344,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	△344,253	－	△344,253
当期末残高	715,000	621,796	1,589,348	△1,808	2,924,336

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,566	△85,054	△52,366	△134,854	969,291	4,103,026
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△344,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,008	22,137	19,030	47,176	△62,008	△14,831
当期変動額合計	6,008	22,137	19,030	47,176	△62,008	△359,085
当期末残高	8,575	△62,916	△33,336	△87,677	907,282	3,743,941

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社（コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ）
（ピーティー・タツミ・インドネシア）

②　非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2)　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3)　連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4)　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ ……時価法

ハ．たな卸資産

製品・原材料・仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して３年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　20年～50年
機械及び装置　８年～17年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当社では年金資産の見込み額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ．重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引

ヘッジ対象 ……外貨建売上債権

ヘッジ方針 ……通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 …ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

ハ．消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社および連結子会社は現時点では、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報を踏まえて、2022年３月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

① 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度計上額

繰延税金資産	17,304千円
繰延税金負債	62,231千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当連結会計年度計上額

減損損失	―千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,373,583千円

(2) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行８行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,700,000千円
借入実行額	1,035,000千円
差引額	1,665,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 6,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

無配につき、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金および短期的な運転資金を調達しております。それらの調達については、当社は銀行借入や親会社である株式会社ミツバグループのＣＭＳ(キャッシュ・マネジメント・システム)によっており、子会社は親会社である株式会社ミツバからの借入によっております。また、資金運用については、短期的な預金に限定しており、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に子会社出資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後１年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

また、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 現金及び預金	1,176,738	1,176,738	―
(2) 受取手形及び売掛金	924,174	924,174	―
(3) 電子記録債権	793,606	793,606	―
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	―	―	―
②その他有価証券	43,402	43,402	―
資産計	2,937,922	2,937,922	―
(1) 支払手形及び買掛金	349,324	349,324	―
(2) 短期借入金	2,493,960	2,493,960	―
(3) 長期借入金	9,921	9,906	△14
（１年以内返済予定も含む）			
負債計	2,853,205	2,853,190	△14

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年以内返済予定も含む）

長期借入金のうち、固定金利による借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度（2021年３月31日）
非上場株式	64千円

7.　1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	473.16円
1株当たり当期純損失	57.42円

8.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**3,075,515**	**流動負債**	**3,388,725**
現金及び預金	605,766	買掛金	245,764
売掛金	755,198	短期借入金	1,885,000
電子記録債権	793,606	1年内返済予定長期借入金	9,921
商品及び製品	66,258	リース債務	7,659
仕掛品	313,721	未払金	1,001,538
原材料及び貯蔵品	170,961	未払法人税等	12,218
前払費用	6,156	未払消費税	82,211
未収入金	348,640	未払費用	21,325
未収法人税等	254	賞与引当金	112,401
その他	14,949	役員賞与引当金	1,749
固定資産	**3,786,094**	その他	8,936
有形固定資産	**1,421,354**	**固定負債**	**90,785**
建物	408,515	リース債務	52,670
構築物	30,426	長期未払金	5,970
機械及び装置	640,785	繰延税金負債	32,145
車両運搬具	1,850	**負債合計**	**3,479,511**
工具、器具及び備品	51,495	純資産の部	
土地	102,781	**株主資本**	**3,373,522**
リース資産	59,903	**資本金**	**715,000**
建設仮勘定	125,596	**資本剰余金**	**677,955**
無形固定資産	**7,296**	資本準備金	677,955
借地権	4,892	**利益剰余金**	**1,982,376**
ソフトウェア	1,556	利益準備金	60,000
その他	847	その他利益剰余金	1,922,376
投資その他の資産	**2,357,443**	別途積立金	2,400,000
投資有価証券	43,466	繰越利益剰余金	△477,623
関係会社株式	1,939,254	**自己株式**	**△1,808**
前払年金費用	359,813	**評価・換算差額等**	**8,575**
その他	14,908	**その他有価証券評価差額金**	**8,575**
		純資産合計	**3,382,098**
資産合計	**6,861,609**	**負債純資産合計**	**6,861,609**

損 益 計 算 書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,956,171
売上原価		4,574,048
売上総利益		382,122
販売費及び一般管理費		427,806
営業損失		45,683
営業外収益		55,105
受取利息及び受取配当金	1,656	
助成金収入	46,182	
その他	7,266	
営業外費用		16,933
支払利息	10,693	
為替差損	6,105	
その他	133	
経常損失		7,511
特別利益		490
投資有価証券売却益	490	
特別損失		192,993
固定資産除却損	34,512	
事業構造改善費用	142,040	
借入金繰上返済費用	16,441	
税引前当期純損失		200,014
法人税、住民税及び事業税	4,768	
法人税等調整額	1,018	5,787
当期純損失		205,802

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△271,821	2,188,178
当期変動額							
当期純損失						△205,802	△205,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△205,802	△205,802
当期末残高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△477,623	1,982,376

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,808	3,579,325	2,566	2,566	3,581,891
当期変動額					
当期純損失		△205,802			△205,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	6,008	6,008	6,008
当期変動額合計	－	△205,802	6,008	6,008	△199,793
当期末残高	△1,808	3,373,522	8,575	8,575	3,382,098

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①　有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

デリバティブ …… 時価法

③ たな卸資産

製品、原材料、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法を採用しております。
ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して３年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30年～40年
機械装置	９年

②　無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …… 振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約取引

ヘッジ対象 …… 外貨建売上債権

ヘッジ方針 …… 通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 … ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

③ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当社は現時点では、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報を踏まえて、2022年３月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

① 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額

繰延税金資産	―千円
繰延税金負債	32,145千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当事業年度計上額

減損損失	―千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,143,127千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行８行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,700,000千円
借入実行額	1,035,000千円
差引額	1,665,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	387,035千円
短期金銭債務	60,770千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,276,701千円
仕入高	269,068千円
その他（出向者人件費および経費等の支払額）	35,857千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	4,827	—	—	4,827

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	2,905千円
賞与引当金	34,770千円
社会保険料	5,377千円
共済会積立金	5,564千円
たな卸資産評価損	18,113千円
固定資産評価損	234千円
固定資産減損損失	2,829千円
繰越欠損金	329,083千円
繰延税金資産小計	398,878千円
評価性引当金	△317,668千円
繰延税金資産合計	81,209千円

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△109,599千円
その他有価証券評価差額金	△3,756千円
繰延税金負債合計	△113,355千円
繰延税金資産(負債)の純額	△32,145千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱ミツバ	群馬県桐生市	5,000,000	自動車用電装品の製造販売	直接 53.1 間接 ―	被転籍3名	自動車電装品用部品の販売、材料の仕入	当社製品の販売	1,960,293	売掛金	245,329
								材料の仕入	269,068	買掛金	38,732

(2)子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州	407,258千メキシコペソ	自動車用部品の製造販売	直接 60.0 間接 ―	兼任1名	自動車用部品および工具等の販売	当社製品および機械工具等の販売	286,689	売掛金	118,011
子会社	ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州	12,000千米ドル	自動車用部品の製造販売	直接 76.7 間接 ―	兼任2名	自動車用部品および工具等の販売	当社製品および機械工具等の販売	29,719	売掛金	8,935

(3) 兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	㈱オフィス・アドバン	群馬県桐生市	50,000	業務代行	—	—	ファクタリング取引、資金の借入等	ファクタリング取引等	1,833,632	未収入金	336,117
									2,576,115	未払金	828,909
								利息の支払	2,866	短期借入金	850,000
親会社の子会社	アメリカン・ミツバ・コーポレーション	米国イリノイ州	81,800千米ドル	自動車用部品の製造販売	—	—	自動車用部品および工具等の販売	当社製品および機械工具等の販売	245,520	売掛金	52,297

（注）１．取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等が含まれます。
２．取引条件および取引条件の決定方針等
(1) 当社、取引先、㈱オフィス・アドバンの３社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。
(2) 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。
３．資金の借り入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	564.14円
１株当たり当期純損失	34.33円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

株式会社タツミ
　取締役会　御中

新宿監査法人
東京都新宿区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　田中信行　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　壬生米秋　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タツミの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タツミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

株式会社タツミ
　取締役会　御中

新宿監査法人
東京都新宿区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　田中信行　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　壬生米秋　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タツミの2020年４月１日から2021年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながらその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月11日

株式会社タツミ　監査等委員会

常勤監査等委員　長島　正典　㊞

監査等委員　法師人　稔　㊞

監査等委員　竹原　正貴　㊞

監査等委員　三澤　益巳　㊞

(注) 監査等委員法師人稔、竹原正貴及び三澤益巳は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主メモ

事業年度	４月１日から翌年３月31日
配当金受領株主確定日	３月31日 なお、中間配当を実施するときの株主確定日は９月30日
定時株主総会	毎年６月に開催
株主名簿管理人	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話　0120－232－711（フリーダイヤル）
（郵便物送付先）	〒137－8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載ＵＲＬ https://www.tatsumi-ta.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 未受領の配当金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。